

H21 健健障第 1325-2 号  
平成 22 年 2 月 15 日

みやぎアピール大行動実行委員会  
代表 鷺見 俊雄 様

仙台市長 奥山 恵美子



「障害者自立支援法等に関する要望書」への回答について

先に提出いただいた要望書について、別紙のとおり回答いたしますので、  
ご査収願います。

担当：障害企画課 吉岡  
電話：022-214-8163

## 【全体として】

### 1. 障害者差別禁止に関する条例の制定について

昨年5月に障害者権利条約が発効しました。現在日本も条約の批准に向けての手続きを進めつつあります。

そうした中であって、全国に先駆けて千葉県においては「障害のある人もない人もともに暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定されました。以降、同種の条例を制定しようとする取り組みは全国的に広がり、仙台においても障害者団体を中心に条例制定をめざした活動が始まったところです。

仙台市においても、早急に障害者差別を禁止する条例の制定に向けて具体的な計画を示し、議論を始めてください。

(回答)

障害者差別をなくす取組みは、様々な立場の市民がお互いに理解を深め、協力し合いながら進めていくことが重要であることから、国における障害者権利条約の批准に向けた法整備などの検討を踏まえながら、市民が主体的に議論を積み重ねていくための環境づくりに努めてまいります。

### 2. 公的機関における障害者の雇用促進について

障害者の職場開拓について積極的に取り組み、民間企業や他市町村のモデルとなることが仙台市に求められています。そのためには、仙台市独自の雇用促進施策や、国の制度にプラスする形での受入れ企業への奨励金の導入、公的機関での実習や研修の受入れ義務化に取り組んで頂けるようにしてください。

(回答)

市独自の雇用促進施策としては、「仙台市障害者就労支援センター運営事業」、「障害者販売業務訓練等事業」を実施している。また、今年度から新たに「職場開拓推進事業」として、市役所における知的障害者非常勤嘱託職員の雇用、知的障害者の実習を受け入れる企業への訓練委託を実施しているほか、障害者雇用に貢献している企業へ感謝状贈呈し、その取組みをホームページ等により広報する事業を実施する予定である。実習や研修の受入れについては、障害者就労支援センターが実施する「市役所における職場体験実習事業」において、各課で実習の受け入れを行っており、今後とも働く意欲のある障害のある方が、生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう支援してまいります。

### 3. 授産製品の販売促進について

①現在行っている「ふれあい製品展示即売会」の拡充をお願いします。特に区役所販売については、週3回の枠を確保してください。

②地方自治法施行令の一部を改正する政令が2008年3月に施行され、随意契約できる範囲が物品の購入だけでなく、役務の提供まで拡大されました。仙台市においても障害者就労施設への優先発注制度を周知し、障害者就労施設に対する官公需額を増額してください。

(回答)

①区役所におけるふれあい製品展示販売会については、年間行事計画のなかで可能な限り多く出店できるよう日程を調整してまいります。

②優先発注制度については、障害者雇用促進企業として登録のあった企業及び授産施設等の名簿とともに制度内容を庁内LANで配信するなどしているが、今後とも庁内各課への一層の周知徹底を図ってまいります。

#### 4. 共に学ぶ教育について

障害のある子どもも地域の普通学校で共に学び育つことは、当たり前の権利として保障されるべきです。

就学・進級に当たっては、普通学級を含めた地域の学校で学ぶことができることをきちんと情報提供してください。

その上で、親子の希望を尊重し、地域の学校を希望された人に対しては、その学校の一員としてしっかり受け止め対応してください。

(回答)

障害のある児童・生徒の就学や進級に当たっては、その教育的ニーズに応えていけるよう、通常の学級や特別支援学級、特別支援学校それぞれの教育の場の特徴などを含めた種々の情報を提供しており、今後とも本人・保護者の理解を得ながら進めてまいります。

#### 5. 金銭管理サービスの拡大について

仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」では、金銭管理サービスの利用待ちが続いております。このような状況下、施設・事業所職員が金銭管理を行っている場合が見受けられますが、トラブルが生じる可能性は否定できません。金銭管理の透明性の確保は重要であり、第三者機関の介入が必要だと考えるため、「まもりーぶ仙台」の体制の充実強化および施設・事業所への支援策を検討してください。

(回答)

利用希望者の増加に対応するため、適宜専門員等の増員を行っており、今後も利用状況等を見ながら適切な支援体制の確保に努めてまいります。あわせて、引き続き成年後見制度の利用促進を進めてまいります。

#### 6. 福祉職に従事する職員の給与水準引き上げと労働環境の改善に向けた仙台市としての施策を具体的に講じてください。

深刻な福祉人材の不足や低い給与水準、福祉現場での超過密労働の蔓延等に伴う労働環境の悪さがそういった現状が起因としてある程度高い離職率などについては全国的に叫ばれている昨今、なかなか国の施策が進まない現状下にある一方、障害者自立支援法施行に伴い、サービスの質の向上やきめ細かな支援が一層求められています。福祉職に従事している職員やこれから従事したいと考えている若者にとって、将来に希望の持てる職業であるとは言い難い状況にあります。初任給に至っては、行政職と比較しても月額4万円から5万円もの開きがあります。社会保障の観点から障害福祉関係が置かれている現状をみると、職業蔑視しているといっても過言ではありません。こういった状況を是正することは国の責任ばかりではなく地方自治体も担うべき責務であると考えます。政令指定都市・仙台としてこの現状打開に向けて具体的にどのような方策・施策を講じようとしているのかお示してください。

(回答)

福祉・介護職員の処遇改善や人材の確保については、制度を統括する国の責任において取り組むべき重要な課題であると考えています。国においては、平成21年4月に報酬単価を改定したほか、10月から福祉・介護人材の更なる処遇改善策を講じたところではあるが、引き続きその状況等を踏まえ、必要に応じて国に対し要望してまいります。

#### 7. 「仙台市障害者小規模地域活動センター」へ移行した通所サービス事業に対し、「通所サービス利用促進事業」と同等の補助等につき、ぜひご検討いただくと共に「地域活動センターの将来性」につき仙台市のご見解をお知らせください。

・仙台市内にある各「地域活動センター」がとり得る支援事業の内容・実態に大きな違いがありますが、おおむね就労支援・授産作業支援を主とするセンターが多いです。その中で利用者を増員したり、多様なしょうがいの方を受け入れていく当センターではより一層多くの事務的業務が増加しかつ煩雑化してきているのが現状です。現補助金等だけでは事務職まで雇う予算も賅えません。監査でのご指摘だけではなく、より具体的な人的体制を十分に見ていただき、もう少し安定した運営ができますよう人的追加加算や重度加算の判定基準の緩和、もしくは補助金増額をお願い致します。

・一つお聞きします。この「地域活動センター」に、将来的には「重症心身障害者通園事業・B型」(国事業)を併設することはできるのですか。また、市ではB型事業の設置についてどのような見通しを立てておられますか。

(回答)

・送迎サービスに係る本市独自の助成については検討していないが、障害者自立支援対策臨時特別交付金による「通所サービス利用促進事業」を含めた特別対策事業のあり方については、要件の緩和及び上限額の拡大など国に対し要望を行っている。

・運営にかかる補助金の増額については、地域生活支援事業の地域活動支援センター移行時の協議において合意した「現状の補助水準」を維持することにより、同センターの安定的な運営を支援してまいります。

・地域活動支援センターにおける重症心身障害児(者)通園事業(B型)の実施は可能ではあるが、同事業の対象者のほとんどが医療的ケアを要する重症心身障害者であることから、現在の同センターでの実施は、設備面からも困難ではないかと考えている。また、同事業は国の要綱に基づく事業であり、旧法通所更生施設や生活介護事業所のスペースを活用し、現在、市内4箇所で開催しているが、本年4月には青葉区に新規開設する生活介護事業所での新たな実施を予定している。

#### 8. 市の「地域生活支援」の拠点として位置づけられる各「障害者福祉センター」において、生活介護事業・生活訓練事業がその機能と役割を十全に発揮し、サービスの高度化専門化を目指していけるよう支援体制の充実を図ってください。

現状のセンター内生活介護・生活訓練事業への人的配置は正職員4名のみで、他の支援員(パート職員)を法人下でも加配することも出来ないとされており、事業担当の主任はその業務を遂行できない状況にあります。指定管理者制度導入のもとで行われている仙台市各区「障害福祉センター」の実態(劣悪な労働条件とサービス低下)をぜひご精査いただき、早急に改善されますことを願うばかりです。

(回答)

障害者福祉センターにおける生活介護・生活訓練事業については、今年度、利用者の実態を踏まえ、新たに1箇所の障害者福祉センターにパート職員の加配を行い、事業を実施している全センターにおいてパート職員の加配を行ったところである。今後も、当該事業の利用実態等を踏まえ、適切な人的配置を行ってまいります。

## 【身体障害者の施策について】

### 9. 重度訪問介護の運用について

仙台市の重度訪問介護の運用について、「見守り」の解釈を国の通達に合わせ、「生命維持」に限定せず、常時(1日 24 時間)介護が必要な方への適正な支給を行ってください。

(回答)

サービスの支給決定にあたっては、利用者の社会活動や介護者の状況、利用者の意向などを踏まえ適切な支給決定を行なっているところであるが、今後とも必要なサービスが提供できるよう、他都市の状況等を確認しながら検討してまいりたい。

### 10. 移動支援の上限撤廃について

移動支援支給時間の上限を撤廃し、生活状況や本人の要望に沿って、限りなく個別給付に近い形で支給決定を行ってください。

(回答)

平成21年9月より、移動支援支給決定時間を10時間増の月50時間の範囲としている。

国における障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定に向けた動きのなかで、障害者の移動に関する検討が予定されており、その動向を注視し、適切に対応してまいりたい。

### 11. 長期入院時の介護体制整備について

重度の障害者が入院したときに、地域生活支援事業などで、ヘルパーを利用できるようにしてください。

(回答)

重度障害者が入院した場合の介護ニーズへの対応については、国に対して十分なサービスが提供される仕組みを構築するよう要望しているところである。

## 【精神障害者の施策について】

### 12. 退院促進事業を進めるにあたっての関係機関の運営基盤強化

仙台市は、平成 23 年度までに、社会的入院者といわれる精神障害者 275 名を地域に移行することを数値目標に挙げています。長年にわたり入院生活していた方々が地域生活に移行していくためには、受け皿となる地域資源の充実強化が必要と思われます。つきましては、受け皿となる事業所・施設の運営基盤を安定させる施策をご検討してください。

(回答)

受入条件を整えば退院可能な精神障害者の方の地域移行を促進するために、退院促進支援事業や宿泊訓練事業等に取り組んでいる。また、障害福祉計画に基づく必要なグループホーム等の設置促進のためのバリアフリー化改修費や初度調弁費等の補助については、引き続き実施してまいりたい。なお、国においては人材の確保及び事業者の経営基盤の安定等を図るため、平成21年4月に報酬単価を改定したが、引き続きその状況等を踏まえ、必要に応じて国に対し要望してまいりたい。

## 【重い障害の方への施策について】

### 13. 仙台市重度重複障害者等受入通所施設等運営費補助金(重度加算)について、より一層の充実を図るようお願いいたします。

本年、障害者自立支援給付の報酬単価が5.1%増収改定されましたが、重度重複障害者等を受け入れる通所施設等の運営は一向に明るい兆しを見出すことができず、障害者自立支援法の根本的な見直しを図らない限り、しょうがいの重い方の日中活動支援は依然として厳しいのが現状です。仙台市重度重複障害者等受入通所施設等運営費補助制度については、先駆的に仙台市が取り組んできた施策のひとつであり、当該補助制度の維持継続なくして今後の見通しが立たない事業がほとんどであると推測されます。何卒、当該補助事業を途絶えることなく、一層の拡充を図ってください。

(回答)

仙台市重度重複障害者等受入通所施設等運営費補助いわゆる「重度加算」は、昨年4月の障害福祉サービス報酬改定で創設された、本市重度加算とその趣旨を同じくする「人員配置体制加算」、「重度者支援体制加算」との整合性を図る観点から見直しを行ったところである。

今後とも報酬改定による影響や対象者の認定方法等必要な見直しも行いながら、水準の維持に努めてまいりたい。

### 14. 重いしょうがいのある方が住まう共同生活介護(ケアホーム)の運営安定化と利用者の所得保障をお願いします。

・重いしょうがいのある方にとって、地域での自立した生活を送るためには、多くの支援が必要です。その方々が共同生活介護(ケアホーム)での生活を送る大前提としてあるのが、障害基礎年金の範囲内で生活が組めることにあります。しかし、現状では家賃や食費、その他生活諸経費の支払いによって、余暇を含めた豊かな生活をする余裕は一切ありません。親亡き後の方策としてあるケアホームでの生活そのものに不安視する保護者の声が多数あがっているのも現状としてあります。重いしょうがいのある方が住まう住環境を提供するには、一定のスペースやバリアフリー化といった相応の費用負担が必要であることから、本人が負担している家賃相当分に対し、所得保障の手立てと豊かな地域での生活をしていくための施策として、仙台市独自の「家賃補助制度」の創設をお願いいたします。

・また、重いしょうがいのある方のケアホームを運営していく側(事業者)にとっても、利用者の個別支援を中心としたきめ細かな対応が求められております。特に重いしょうがいのある方の支援においては夜間支援体制の確保はもちろん、通院援助を含めた医療機関との連携や豊かな生活を送るための余暇活動の対応、急病時の日中対応(居宅介護等を利用している方は新設された「日中支援加算」を受けられません)、大規模震災等に対応した支援体制の確保など基準以上の人員体制を組んで支援にあたっております。現在の施策としてある「仙台市重度対応型生活介護事業補助制度」の見直しを図っていただき、運営の安定化に繋げられる方策を講じてください。

(回答)

・重度の障害のある方が地域で安心した生活を送ることができるよう、引き続きケアホーム等の整備に係るバリアフリー化改修費や初度調弁費等の補助を実施してまいりたい。なお、「家賃補助制度」については、改正障害者自立支援法案に基づく対応を予定していたが、その後、同法案が廃案となったことから、今後の国の動向を注視してまいりたい。

・障害のある方の住まいの場のあり方については、支援体制やケアホーム運営の安定化の課題を含めて、引き続き実態を踏まえながら検討してまいりたい。

**15. 重いしょうがいの方（いわゆる「移動制約者」）の通所等の送迎を保障して下さい。**

通所施設における送迎のニーズは年々高まっています。送迎のニーズが高まっているのは、単に「送迎する車がない、送迎する人がいない」だけでなく、若い年代の保護者には「通所施設にあって当然のサービス」と認識されてきています。ご承知の通り、送迎に対する補助は国の通所サービス利用促進事業の補助事業があります。しかし、1日の利用人数が10名以上と小規模な施設には全く適用の範囲には及びません。また、適用の対象となる施設においても年額300万円の補助では運営費に全く足りません。重いしょうがいのある方はポイント～ポイントでなく、戸口から戸口への送迎が必要です。たとえば月～金曜日、朝夕3台ずつ送迎をタクシー会社へアウトソーシングすると年額900万円かかります。タクシーは運転だけです。これに添乗し、車いすから車いすへの移乗、発作やパニックへの対応などの必要な介護を行う職員は別に施設から出さなくてはなりません。このような状況が続けば、新たに仙台市内で送迎を行うとする通所施設はないでしょう。また、現在送迎を行っている施設も送迎の継続が困難です。是非、通所施設に仙台市独自の補助をして頂けるよう、また国の補助事業が対象の要件緩和をお願いいたします。

(回答)

送迎サービスに係る本市独自の助成については予定していないが、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「通所サービス利用促進事業」を含めた特別対策事業のあり方については、要件の緩和や上限額の拡大など国に対し要望を行っている。なお、特別対策事業が終了する平成24年度以降の対応については、今後の国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいりたい。

**16. 現在、法人つどい家が経営実施している「福祉有償運送事業」は、経費高と登録利用者の減少により安定した運営はできなくなっています。せめて、平成17年度まで行われていた送迎加算・補助を「レスパイト事業」において再度お認めくださいますよう、ぜひご検討ください。**

・仙台市が推進してこられました「仙台市障害者家族支援等推進事業」(レスパイトサービス)における自宅から病院、学校から自宅など一時介護を伴わない送迎いわゆる「単独送迎」は平成17年度に廃止されました。「単独送迎」を今一度「仙台市障害者家族支援等推進事業」に事業化していただきますようお願いいたします。

・現行の「仙台市障害者家族支援等推進事業」や「自立体験ステイ事業」の料金(代金)は利用者世帯の所得により「生活保護世帯」・「非課税世帯」・「課税世帯」3区分の補助体系が適用されていますが、同補助制度を家族支援・レスパイト事業における「福祉有償運送事業」送迎加算として適用されまことを切望いたします。

・平成18年度国土交通法のガイドラインによりこれまで安価な利用料で実施してきた送迎サービスは厳しい条件を求められてきました。自治体が主催する運営協議会に諮り、ドライバーの研修を科し、料金設定や運営体制など大きなハードルを突き付けられました。その結果、福祉有償運送事業登録の事業所は仙台市内では7か所あったものが現在3か所と減っております。この数年で代替の送迎サービスが立ち上がってきたとは思えません。想像するに運営協議会の目の届かないところで暗黙のうちに運行する。または大きな負担をしながら、有料の交通機関を利用する。さらにはこれまで行っていた外出を控えるなど公共交通機関を思うように利用できない障害の重い方の移動は制限されていると思えます。

・仙台市で福祉有償運送事業にかかるドライバー講習会の設置または受講料の補助、さらには福祉有償運送事業の運営にかかる補助をして頂きますようお願いいたします。

(回答)

・「仙台市障害者家族支援等推進事業」における「単独送迎」は法令の定めにより平成17年度に廃止していることから、再度の事業化はできないと認識している。また、現時点においては、当該事業における「送迎加算」の創設等は予定していない。

・福祉有償運送事業に供する「専用」の自家用自動車を所有し事業を実施する団体に対しては、事

業の継続、運営の安定化を目的として、一定の補助を行っている。また、国に対し財政的支援を含めた制度改善について要望をしているところである。

**17. 重度対応地域共同生活介護補助事業について**

・重度対応地域共同生活介護補助事業・ケアホーム

なのはな会の自立体験ステイ事業は昨年度男性15人が体験しました。しかし、この方々が入居できるケアホームがありません。ケアホームの人的体制を確保するために、とくに男性ケアホームの運営確保のために、現在重度加算を障害区分4以上の方が半数以上で給付対象とするよう改善してください。

(回答)

障害のある方の住まいの場のあり方については、支援体制やケアホーム運営の安定化の課題を含めて、引き続き実態を踏まえながら検討してまいりたい。

**18. 「ホームヘルプ派遣事業」への市独自補助と「男性ヘルパー、介護人」養成についての市施策を検討してください。**

ホームヘルプ派遣事業(なのはな会実施)は、昨年男性ヘルパーが確保できないため、需要あるのに要望に応えきれず、前年度実績を大幅に下回る結果となりました。ホームヘルプ派遣事業への仙台市としてのなんらかの独自補助を検討していただくとともに、男性ヘルパー、介助人の養成について、市としての施策を検討してください。

(回答)

ホームヘルプサービスを含む福祉・介護職員の処遇改善や人材の確保については、制度を統括する国の責任において取り組むべき重要な課題であると考えている。国においては、平成21年4月に報酬単価を改定したほか、10月から福祉・介護人材の更なる処遇改善策を講じたところではあるが、引き続きその状況等を踏まえ、必要に応じて国に対し要望してまいりたい。

**19. 「自立体験ステイ事業」および「仙台市障害者家族支援等推進事業」「同医療レスパイト事業」のより一層の拡充を図るようお願いいたします。**

I 仙台市障害者家族支援等推進事業について

①拠点施設の各区2箇所ずつの整備をお願いいたします。

・仙台市単独の補助事業として大変利用しやすくニーズの高い事業であり、現在実施している各事業所のキャパシティではこれらのニーズに対応しきれない状況です。新規の登録希望者も多いのですが、「年会費を払って登録したのに利用できない」という状況では利用する側からすると納得できないものでしょう。この状況を改善するためには現行各区に1箇所ずつの拠点施設を各区に2箇所ずつ整備していくことが必要です。

②事業自体の仕組みなど、事業実施要綱の見直しの検討をお願いいたします。

・しかしながら、今後拠点施設の数を増やしていくにも限界があります。各区に2箇所ずつの整備が行われた後には家族支援等推進事業全体の仕組みを見直す視点も必要です。具体的には事業所間の連携を今以上に図り、法人の枠を超えて事業所の相互利用ができる仕組みが必要と思われます。これには年会費の取扱いをどうするかなど検討課題は多いのですが、各事業所の代表者を集めて早期に検討を始めることが必要です。

③看護師の適切な配置・活用をお願いいたします。

・日常生活に医療的なケアが必要な重度のしょうがいがある方のために、仙台市では障害者家族支援等推進事業の中で「医療的ケアが必要な方へのレスパイト」も行なっています。

しかし実情は、補助金額の問題や看護師の人材確保の問題などが山積し、ニーズに的確に対応でき

ているとはとてもいえない状況です。区ごとに事業所の枠を越えて活用できる看護師を配置するなど具体的改善策を行政と協働で検討していくことが必要です。

(回答)

①仙台市障害者家族支援等推進事業における拠点施設については利用の希望が多く、既存事業所において対応しかねる状況が生じていることから、拠点施設の拡充を検討している。

②実施法人の枠を越えた事業所の相互利用については、障害児者と家族にとって利用しやすい制度となるよう、事業所と連携を図り、課題を整理した上で必要な検討を行ってまいりたい。

③医療的ケアが必要な方のニーズに適切に対応できるよう、実態を踏まえて検討してまいりたい。

II 自立体験ステイ事業の一層の拡充をお願いいたします。

①定額補助金額の増額をお願いいたします。

・自立体験ステイ事業の専任職員の業務は多岐にわたり、ある程度の職務経験が必要だと思えます。現在この重要な業務を担う専任職員の人件費補助分(定額補助分)は、新卒の常勤職員を雇用するために必要な額にも満たないという状況にあります。現在の定額補助金額では、仙台市が目指す「しょうがいのある方の住まいの充実」に直結する自立体験ステイを事業として継続していくのは難しいと言わざるを得ません。

②事業実施要綱の見直しをお願いいたします。

・現行実施要綱にあるとおり2ヵ年の期限つきでは、ホームへの移行は困難です。この事業の利用者には初期の体験からスタートすることが必要な方も多いのが現状です。事業実施要綱の精査を含め、事業自体のあり方を協働して検討していくことが必要です。

(回答)

これまで市単独事業として実施している「自立体験ステイ事業」と目的が類似している「グループホーム等の体験利用」が今年度から障害者自立支援法上に制度化されたことから、本事業の今後のあり方について検討してまいりたい。